

## 公募要項

### 1. 業務名

「再生医療・遺伝子治療の産業化に向けた基盤技術開発事業（再生医療技術を応用した高度な創薬支援ツール技術開発）」社会実装及び産業化加速に向けた戦略立案支援

### 2. 業務の目的、概要

筑波大学は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の委託事業「再生医療・遺伝子治療の産業化に向けた基盤技術開発事業（再生医療技術を応用した高度な創薬支援ツール技術開発）」の研究開発課題名「製品化戦略に基づいた、国産 MPS による創薬プラットフォームの実証研究」の代表研究機関となっている。本事業において、医薬候補品のヒトでの安全性・有効性・薬物動態等を高い精度で予測可能なヒト臓器細胞を搭載した創薬支援ツールを開発し、製薬企業等による当該技術の活用促進を行っている。日本の MPS 技術は要素技術においては最先端であるが、「CoU の明確化」、「ヒトの模倣性」、「技術的な特性の評価」、「目的適合性」等の議論不足により、製薬企業への社会実装が進んでいない。また、産業化加速に向けたビジネスモデルや組織構築を統合的に検討する必要があり、戦略コンサルティングファーム等の外部知見を活用して、本事業の課題である社会実装及び産業化加速に向けた戦略立案支援を依頼するものである。

- 「再生医療・遺伝子治療の産業化に向けた基盤技術開発事業（再生医療技術を応用した高度な創薬支援ツール技術開発）」研究開発課題名：製品化戦略に基づいた、国産 MPS による創薬プラットフォームの実証研究

【実施期間】令和4年7月25日(月)から令和9年3月31日(水)まで

### 3. 業務内容

本業務は単なる情報収集にとどまらず、本事業の課題である社会実装及び産業化加速に向けた具体的な戦略立案を目的として、以下の業務の実施、調査報告書及び戦略提案書の作成を行うものである。

（詳細は仕様書のとおり）

### 4. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第46条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第47条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和8年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」等級に格付けされている者であること。
- (4) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 国の行う事業や大学及び研究機関等の事業化に向けた戦略立案や実行支援等のコンサルティング実績を5年以内で1件以上有すること。

5. 参加表明書の提出

参加表明書の提出は不要とする。

6. 仕様書の交付並びに企画提案書の提出方法等

(1) 仕様書の交付

仕様書は本公告添付のファイルからダウンロードすること。

(2) 企画提案書の提出場所

〒305-8577 茨城県つくば市天王台一丁目1番1

国立大学法人筑波大学財務部契約課契約第三担当

TEL : 029-853-2133 FAX : 029-853-2332

E-mail : otake.runa.en@un.tsukuba.ac.jp

(3) 説明会の開催日時及び開催場所

本件は、仕様書等関係書類の交付をもって当該説明を省略する。

(4) 質問事項の受付・回答

〒305-8572 茨城県つくば市天王台1-1-1

国立大学法人筑波大学 伊藤弓弦研究室（総合研究棟D D308）

TEL : 029-853-5983 E-mail : ito.yuzuru.fe@u.tsukuba.ac.jp

質問受付期限： 令和8年6月17日 12時00分まで

質問への回答は令和8年6月23日 15時00分までに行う。

質問はE-mailで受付・送付・回答を行う。送信件名は次のとおりとすること。

送信件名：**【質問】AMED-MPS2 コンサルティング業務**

(5) 企画提案書の提出方法

以下の資料を企画提案書として持参又は郵送等により提出すること。

なお、郵送等の場合は、配達証明又は到着日時の記録が残るものを使用すること。

企画提案申請書（様式1）・・・正1部、写5部、電子データ（CD-R等）

以下の資料を添付すること

- ① 令和8年度に係る一般競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一資格又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格）の写し
- ② 会社等組織の概要が分かる資料（要覧、会社案内パンフレット、定款等）
- ③ 過去5年間における、国の行う事業や大学及び研究機関等の事業化に向けた戦略立案や実行支援等のコンサルティングに関する活動実績（当該活動が契約に基づいて行われたものである場合は、その相手方、件名、契約日、契約金額等が記載されている書類（契約書・仕様書等）も提出すること）
- ④ 企画提案書（提案内容は仕様書を基に提案すること）
- ⑤ 当業務全体に係る実施計画（業務途中での計画変更に対する対応の記載を含む）

及び実施体制（人員配置等）

- ⑥ 報告書の構成案（記載事項案及び分量等を明記）
- ⑦ 概算見積書（積算内訳を含む）
- ⑧ 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し
- ⑨ 再委託承諾申請書（様式2）

※業務の全部又はその主たる部分を再委託する場合は、以下の「再委託に関する取扱い」を参照し作成すること。

再委託に関する取扱い

URL <https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/#kijun>

#### (6) 企画提案書の作成方法等

- ① A4 縦の用紙に横書きとする。ただし、図表等については、必要に応じ A4 横又は A3 版の折り込みも可とする。
- ② 書類は、日本語及び日本国通貨を用いて作成すること。
- ③ 書類の作成及び提出に係る費用は、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書は返却しない。
- ④ 企画提案の内容については、他の企画・提案等からの引用及び転載等を禁止する。

#### (7) 企画提案書の提出期限

提出期限： 令和8年6月29日 16時00分 必着

上記（2）に示す住所に郵送等で送付すること。

#### (8) 企画提案書の無効

- ① 企画競争に参加する者に必要な資格のない者の企画提案書
- ② 書類の不備等、記載すべき事項が記載されていない企画提案書
- ③ 提出期限までに提出されなかった企画提案書
- ④ 仕様書に記載した全ての業務内容について提案されていない企画提案書

### 7. 業務期間、業務規模（予算）及び採択数

業務期間： 契約締結日から令和9年3月31日まで

業務規模： 5,900万円以下（消費税及び地方消費税を除く。）

採択数： 1件

### 8. ヒアリングの実施について

提出された一部又は全部の企画提案書に対するヒアリングを実施する場合がある。実施する場合の日程は対象者に別途通知する。

### 9. 契約者の決定及び契約等について

- (1) 応募者が提出する企画提案書の評価を行うため、学内に選考委員会を設置し、審査基準に基づき審査を行い、業務を遂行するために最も優れた企画提案書を提出した応募者

を契約予定者として選定する。なお、審査会において必要があると認めるときは、企画提案書の補足説明資料の提出等を求めるものとする。

- (2) 契約予定者選定後は、遅滞なく企画提案書を提出した全ての者に対して、企画提案書の採用の是非を通知する。
- (3) 契約書の作成の要否 要。
- (4) 選考の結果、契約予定者と企画提案書を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については企画提案書の内容を勘案して決定するので、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合もある。

#### 10. スケジュール

- (1) 公募公告期間：令和8年6月8日～令和8年6月29日
- (2) 質問等の受付期限：令和8年6月17日 12時00分
- (3) 質問等の回答期限：令和8年6月23日 15時00分
- (4) 企画提案書の提出期限：令和8年6月29日 16時00分 必着
- (5) 審査：令和8年6月30日～令和8年7月7日（ヒアリングを実施する場合の日程は対象者に別途通知する）
- (6) 選考終了：令和8年7月7日予定
- (7) 契約締結：令和8年7月下旬～8月上旬予定
- (8) 契約期間：契約締結日から令和9年3月31日まで

#### 11. その他

- (1) 事業実施にあたっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。
- (2) 決定した企画内容等については、発注者の意見により、変更を求めることがある。

# 様式 1

受付番号	
※	

筑波大学記入欄（申請者記入不要）

国立大学法人筑波大学 御中

商号又は名称 : \_\_\_\_\_  
 代表者職名 : \_\_\_\_\_  
 代表者氏名 : \_\_\_\_\_ 印

「再生医療・遺伝子治療の産業化に向けた基盤技術開発事業（再生医療技術を応用した高度な創薬支援ツール技術開発）」社会実装及び産業化加速に向けた戦略立案支援について、当団体は公募要項記載の参加資格を満たしており、下記のとおり企画提案書を提出いたします。

## 記

「再生医療・遺伝子治療の産業化に向けた基盤技術開発事業（再生医療技術を応用した高度な創薬支援ツール技術開発）」社会実装及び産業化加速に向けた戦略立案支援に関する

## 企画提案申請書

1. 申請者に関する事項			
ふりがな			
商号又は名称			
代 表 者 役 職 ・ 氏 名	役 職 名		印又は 署名
	ふりがな		
	氏 名		
所 在 地	(〒    -    )		

## 2. 添付書類

- ① 令和8年度に係る一般競争参加資格審査結果通知書の写し
- ② 会社等組織の概要が分かる資料
- ③ 過去5年間における、国の行う事業や大学及び研究機関等の事業化に向けた戦略立案や実行支援等のコンサルティングに関する活動実績
- ④ 企画提案書(提案内容は仕様書を基に提案すること)
- ⑤ 当業務全体に係る実施計画及び実施体制(人員配置等)
- ⑥ 報告書の構成案(記載事項案及び分量等を明記)
- ⑦ 概算見積書
- ⑧ 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知の写し

※添付書類については、必要に応じ追加・修正すること。

### ◎事務連絡担当者に関する事項

(提案書の内容について、筑波大学から問い合わせることがあるので、実際に筑波大学との連絡窓口となる担当者について記載すること。)

( ふ り が な )	
担 当 者 氏 名	
所 属 部 署 名	
役 職 名	
電 話 番 号 ( 内 線 番 号 )	
F A X 番 号	
E - m a i l	
書 類 等 送 付 先 ( 団 体 所 在 地 と 異 な る 場 合 に 記 載 )	

以上

様式2

## 再委託承諾申請書

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学  
契約担当役 財務担当副学長 殿

申請者  
住 所  
名 称  
代表者

⑨

「再生医療・遺伝子治療の産業化に向けた基盤技術開発事業(再生医療技術を応用した高度な創薬支援ツール技術開発)社会実装及び産業化加速に向けた戦略立案支援」の企画競争に関し、下記のとおり業務の(全部・主たる部分)を再委託いたしたく申請しますので、承認方よろしく願います。

どちらかを○で選択

記

1. 再委託の(変更等)承諾を申請する業務及びその範囲(具体的に記載すること)
2. 再委託の(変更等)承諾を申請する必要性(具体的に記載すること)
3. 再委託の承諾を申請する業務の契約相手先の住所、商号又は名称及び代表者名  
住 所：  
名 称：  
代表者名：
4. 再委託の承諾を申請する業務の契約(予定)金額(総計)  
○○○○○円(消費税込)
5. 再委託の承諾を申請する業務の契約金額の根拠(該当する箇所に☑すること)  
 業務の再委託に際し、当該業務の履行(予定)者から、入札書・見積書を徴収した結果(その「写し」を添付)  
 継続的な履行関係が存在する(その証明書(契約書、協定書)の「写し」を添付)  
 その他(具体的な内容を記載し、その証明書を添付)
6. その他特記事項

以上

## 審査基準

### 1. 選定方法

企画提案書に基づき、筑波大学内に設置する企画選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、書類選考を実施し、必要に応じてヒアリングも実施する。委員は、提出された企画案ごとに、提案内容の事項ごとについて採点する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

### 2. 選考実施日

令和8年6月30日～令和8年7月7日

### 3. 評価項目

「業務仕様書4. 業務内容」を踏まえ、以下に示す事項ごとに審査基準に基づき提案すること。

＜業務実施主体及び業務内容に関する評価＞

- (1) 国の行う事業や大学及び研究機関等の事業化に向けた戦略立案や実行支援等のコンサルティング実績が5年以内で1件以上あること。なお、当該実績が無い者の提案は不合格とする。
- (2) 業務内容①～③について、製薬企業の研究開発部門(非臨床研究、薬事、事業開発のいずれかの実務およびマネジメント)における10年以上の実務経験に基づき、製薬企業の意思決定者に対するヒアリング調査の設計・実施・分析から事業戦略の立案・提言までを一貫して遂行できる能力を有し、かつ複数ステークホルダーが関与するプロジェクトのマネジメント経験を有する者を主担当として配置できる事。
- (3) 業務内容①についてMPSを含む創薬支援ツールに関する背景の理解度、課題認識の的確性、調査手法の具体性が認められること。
- (4) 業務内容②について、戦略提案の具体性・実現性、ビジネスモデルや推進体制の妥当性、ロードマップやバリデーション戦略の論理性等が認められること。
- (5) 業務内容③について、業務の計画が具体的に設定され、業務推進の方法、内容等について実現性・妥当性が認められること。

＜ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価＞

- (6) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

### 4. 評価基準

- (1) 「業務実施主体及び業務内容に関する評価」に係る評価基準以下の評価基準により5段階評価を行う。

大変優れている＝5点 優れている＝4点 普通＝3点

やや劣っている＝2点 劣っている＝1点

なお、各評価要素の点数には「重要」(3)、「やや重要」(2)、「普通」(1)の

ウェイトを掛ける。また、上記3. 評価項目「(6)ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」は、下記「(2)「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準」のとおり点数を付ける。以上を合算したものを企画案ごとの得点とする。

(2)「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価する。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等

- ・プラチナえるぼし認定（※1） = 3. 2点
- ・えるぼし認定3段階目（※2） = 2. 7点
- ・えるぼし認定2段階目（※2） = 2. 1点
- ・えるぼし認定1段階目（※2） = 1. 3点
- ・行動計画策定済（※3） = 0. 5点

※1 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定

※2 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定

なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※3 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

- ・プラチナくるみん（※4） = 3. 2点
- ・くるみん（令和7年4月1日以降の基準）（※5） = 2. 4点
- ・くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）（※6） = 2. 1点
- ・トライくるみん（令和7年4月1日以降の基準）（※7） = 2. 1点
- ・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（※8） = 1. 9点
- ・トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）（※9） = 1. 6点
- ・くるみん（平成29年3月31日までの基準）（※10） = 1. 3点
- ・行動計画（令和7年4月1日以後の基準） ※3、※11 = 0. 5点

※4 次世代法第15条の2の規定に基づく認定

※5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定

※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1

号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定（ただし、※8及び※10の認定を除く。）

※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定

※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条に掲げる基準による認定（ただし、注10の認定を除く。）

※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定

※10 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項に掲げる基準による認定

※11 次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

・ユースエール認定＝2.4点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点

## 5. 企画提案の決定

選考委員会の各委員が各々評価した結果の合計得点が最も高いものを契約予定者として選定する。なお、企画提案の内容によっては、提案した事業者が1者の場合でも選考委員会の審議により契約予定者とならない可能性もある。

## 6. 企画内容等の変更

決定した企画内容等については、各委員の意見を適宜企画提案者に伝え、改善を依頼することがある。

評価シート 「再生医療・遺伝子治療の産業化に向けた基盤技術開発事業（再生医療技術を応用した高度な創薬支援ツール技術開発）」 社会実装及び産業化加速に向けた戦略立案支援

整理番号：	申請者の商号又は名称：
-------	-------------

◆評価者氏名： \_\_\_\_\_

評価項目		評価	ウェイト	得点
1. 業務実施主体及び業務内容に関する評価				
(1)	国の行う事業や大学及び研究機関等の事業化に向けた戦略立案や実行支援等のコンサルティング実績が5年以内で1件以上あること。なお、当該実績が無い者の提案は不合格とする。		1	
(2)	業務内容①～③について、製薬企業の研究開発部門（非臨床研究、薬事、事業開発のいずれかの実務およびマネジメント）における10年以上の実務経験に基づき、製薬企業の意思決定者に対するヒアリング調査の設計・実施・分析から事業戦略の立案・提言までを一貫して遂行できる能力を有し、かつ複数ステークホルダーが関与するプロジェクトのマネジメント経験を有する者を主担当として配置できる事。		3	
(3)	業務内容①について MPS を含む創薬支援ツールに関する背景の理解度、課題認識の的確性、調査手法の具体性が認められること。		3	
(4)	業務内容②について、戦略提案の具体性・実現性、ビジネスモデルや推進体制の妥当性、ロードマップやバリデーション戦略の論理性等が認められること。		3	
(5)	業務内容③について、業務の計画が具体的に設定され、業務推進の方法、内容等について実現性・妥当性が認められること。		2	
2. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価				
(6)	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する状況		—	
合 計				

「1. 業務実施主体及び業務内容に関する評価」について、「大変優れている」（5点）、「優れている」（4点）、「普通」（3点）、「やや劣っている」（2点）、「劣っている」（1点）として、評価欄に点数を記入すること。

「2. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」は、審査基準に定める点数を付ける。

## 仕様書

### 1. 業務名

「再生医療・遺伝子治療の産業化に向けた基盤技術開発事業（再生医療技術を応用した高度な創薬支援ツール技術開発）」社会実装及び産業化加速に向けた戦略立案支援

### 2. 業務の目的、概要

筑波大学は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の委託事業「再生医療・遺伝子治療の産業化に向けた基盤技術開発事業（再生医療技術を応用した高度な創薬支援ツール技術開発）」の研究開発課題名「製品化戦略に基づいた、国産 MPS による創薬プラットフォームの実証研究」の代表研究機関となっている。本事業において、医薬候補品のヒトでの安全性・有効性・薬物動態等を高い精度で予測可能なヒト臓器細胞を搭載した創薬支援ツールを開発し、製薬企業等による当該技術の活用促進を行っている。日本の MPS 技術は要素技術においては最先端であるが、「CoU の明確化」、「ヒトの模倣性」、「技術的な特性の評価」、「目的適合性」等の議論不足により、製薬企業への社会実装が進んでいない。また、産業化加速にむけたビジネスモデルや組織構築を統合的に検討する必要がある。戦略コンサルティングファーム等の外部知見を活用して、本事業の課題である社会実装及び産業化加速にむけた戦略立案支援を依頼するものである。

- 「再生医療・遺伝子治療の産業化に向けた基盤技術開発事業（再生医療技術を応用した高度な創薬支援ツール技術開発）研究開発課題名：製品化戦略に基づいた、国産 MPS による創薬プラットフォームの実証研究

【実施期間】 令和 4 年 7 月 25 日(月)から令和 9 年 3 月 31 日(水)まで

### 3. 契約期間

業務期間：契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日(水)まで

### 4. 業務内容

本業務は単なる情報収集にとどまらず、本事業の課題である社会実装及び産業化加速に向けた具体的な戦略立案を目的として、以下の業務の実施、調査報告書及び戦略提案書の作成を行うものである。

- ① 日本、米国、欧州における NAMs（MPS を含む）利活用に関する直近 3 年以内のアップデートを含む現状分析
  - ・ 複数の製薬企業研究現場へのヒアリング・ニーズ深堀  
調査目的に応じて、受託者がヒアリング対象企業の属性を適切に設定し、各属性から少なくとも 1 社以上、対象企業を選定すること。受託者の提案をもとに本学担当者と協議の上、ヒアリング企業を決定する。ヒアリング実施後の結果整理・分析まで業務に含む。
  - ・ 医薬品開発における課題抽出  
企業へのヒアリング・文献調査や公開情報等も含めて総合的に分析すること。

◇成果物：調査報告書（ヒアリング結果、現状分析結果、課題抽出）

調査報告書については、ヒアリング結果や現状データの整理にとどまらず、社会実装及び産業化に向けた課題の抽出、要因分析を含む内容とすること。単なる事実の羅列ではなく、得られた情報を踏まえた分析・考察を行い、後工程の戦略立案に資するレベルの成果物を求める。

## ② MPS 社会実装に向けた戦略策定

①の調査・分析結果を踏まえて以下の戦略策定を行う。

- ・本事業の成果である6件のMPSを中心とし想定される国内のサプライヤー企業が実施可能な短期的（2～3年）、中長期的（3年超）のビジネスモデル・組織構築戦略立案
- ・本事業の成果である6件のMPSを中心として用いた医薬品評価技術をバリデーションするための戦略構築

なお、戦略策定においては、単なる方向性の提示にとどまらず、社会実装及び産業化に向けた具体的な実施方針、推進体制、実施ステップ等を含む実効性のある提案を求める。

※本事業の成果である6件のMPS（参考情報）：

[https://www.jstage.jst.go.jp/article/dds/40/4/40\\_246/\\_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/dds/40/4/40_246/_pdf/-char/ja)

◇成果物：戦略提案書

- ## ③ 上記①～②について、進捗状況及び業務の方向性に関する確認・合意形成を図るため、意見交換会を実施する。意見交換会は、単なる進捗共有にとどまらず、調査方針や分析内容、戦略案等について確認・調整を行い、業務内容を段階的に精緻化していく場として位置づける。契約締結後1か月以内にキックオフを実施し、その後は月1回程度開催するものとする。また、議事要旨の作成、確認事項の整理、必要に応じた中間報告等、会議運営に関する対応については受託者が主体となって実施する。

## ④ 本業務の範囲

- ・本業務に含む内容  
(調査、分析、戦略立案、提言、ロードマップ作成等)
- ・本業務に含まない内容  
(技術開発、実証実験、営業活動、契約交渉等)

## 5. 応募者に求める要求要件

- (1) 4. 業務内容の①～③について、製薬企業の研究開発部門（非臨床研究、薬事、事業開発のいずれかの実務及びマネジメント）における10年以上の実務経験に基づき、製薬企業の意思決定者に対するヒアリング調査の設計・実施・分析から事業戦略の立案・提言までを一貫して遂行できる能力を有し、かつ複数ステークホルダーが関与するプ

プロジェクトのマネジメント経験を有する者を主担当として配置する事。

- (2) 国の行う事業や大学及び研究機関等の事業化に向けた戦略立案や実行支援等のコンサルティング実績を5年以内で1件以上有すること。

## 6. 業務遂行

本業務の実施に当たっては、関連する法令等、契約書及びこの仕様書を遵守するとともに、本学と協議・調整を行いながら業務を遂行すること。

## 7. 資料収集

業務に必要な資料及び情報の収集は、受託者が行うものとし、本学は業務の遂行に協力する。また、本学から貸与された資料は一覧表を作成し、業務完了後速やかに本学に返還するものとする。

## 8. 業務報告書等

受託者は、令和9年3月24日(水)（最終報告）までに、次の書類等を提出すること。

- ① 調査報告書、戦略提案書の電子データを収めた記録媒体（CD-R等） 1枚

## 9. 提出先

〒305-8571 茨城県つくば市天王台1-1-1

国立大学法人筑波大学生命環境系 伊藤弓弦

E-mail : ito.yuzuru.fe@u.tsukuba.ac.jp

電話 : 029-853-5983

## 10. 検収

報告書等は本学の担当者による検収を受けるものとする。

### 11. 支払い

検査終了後、適法な請求書を受領した日から起算して40日以内に支払うものとする。

### 12. その他

- (1) 業務の実施に当たっては、本学と密に連絡調整の上進めることとし、事前に業務実施体制、実施スケジュールを提出すること。
- (2) 業務委託料には、本業務の実施に必要な一切の経費（旅費交通費等を含む）を含むものとする。
- (3) 秘密保持
  - ① 本学が提供する資料、情報は、本学の許可なく第三者に貸与、公開（公表）しないこと。
  - ② 業務上知り得た情報は、本学の許可なく公開（公表）しないこと。

- (4) 業務遂行にあたって質疑が生じた場合は、質疑事項を文書にして上記9に提出すること。
- (5) 本仕様書に定めるもののほか、本業務の実施に必要な事項は、契約当事者間で協議の上、決定するものとする。
- (6) 受託者が第三者の著作物や写真を使用する場合、著作権などの処理については受託者が責任をもって対応すること。
- (7) 本業務により作成された成果物に係る著作権その他一切の権利は、本学に帰属するものとする。ただし、受託者が従前から保有するノウハウ、テンプレート等を除く。
- (8) 本契約についての必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。